

掲示第17号

指定保税地域の追加指定及び一部取消しに関する公聴会の開催について

舞鶴港指定保税地域の追加指定及び一部取消しについて、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

平成30年3月29日

大阪税関長 高木 隆

記

(1) 指定保税地域の追加指定

土地

【舞鶴国際ふ頭】

所在地：京都府舞鶴市字下安久（舞鶴国際ふ頭）

面積：38, 153.00 平方メートル

地域：舞鶴市字下安久地内にある舞鶴国際ふ頭西端を基点として、舞鶴国際ふ頭接水線に沿って北東の方向に315.10メートルの地点をAとして、同点から接水線に沿って北東の方向に96.46メートルの地点をBとし、同点から直角に接水線に沿って南東の方向に6.10メートルの地点C、同点から直角に接水線に沿って南西の方向に31.80メートルの地点D、同点から直角に接水線に沿って南東の方向に69.90メートルの地点E、同点から直角に接水線に沿って北東の方向に28.26メートルの地点F、同点から接水線に沿って東の方向に4.24メートルの地点G、同点から接水線に沿って北東の方向に152.77メートルの地点H、同点から直角に南東の方向に119.63メートルの地点I、同点から直角に接水線に平行に南西の方向に254.54メートルの地点J、同点から西の方向に14.06メートルの地点K、同点から北西の方向に7.59メートルの地点L、同点から北西の方向に143.57メートルの地点M、同点から直角に北東の方向に16.01メートルの地点N、同点から直角に北西の方向に31.10メートルの地点O、同点から直角に北東に3.84メートルの地点P、同点及び起点Aを順次結んだ線によって囲まれた土地38, 153.00 平方メートル。

建設物

【舞鶴国際ふ頭】

名 称：京都府上屋
所在地：京都府舞鶴市字下安久 舞鶴国際ふ頭内
構 造：鉄骨造平屋建
面 積：2, 560. 00 平方メートル

【第2ふ頭】

名 称：コンテナフレートステーション
所在地：京都府舞鶴市字松陰 舞鶴港第2ふ頭内
構 造：鉄骨造平屋建
面 積：1, 864. 15 平方メートル

(2) 指定保税地域の一部取消し

土地

【第4埠頭】

所在地：京都府舞鶴市字喜多
面 積：3, 373. 65 平方メートル
地 域：舞鶴市字喜多第4埠頭岸壁北側護岸線（以下この項において「基線」という。）の東端を起点とし、同点から基線に対し直角に南の方向へ引いた線上17. 90メートルの地点、同点から基線に平行して西の方向へ引いた線上30メートルの地点を起点Aとし、同点から基線に平行して更に西の方向へ引いた線上44. 60メートルの地点B、同点から第4埠頭上屋敷と港湾道路の境界線に沿って南の方向へ引いた線上76. 50メートルの地点C、同点から基線に平行して東の方向へ引いた線上43. 60メートルの地点Dと起点Aとを順次結んだ線によって囲まれた土地3, 373. 65平方メートル。

建設物

【第2埠頭】

名 称：コンテナフレートステーション
所在地：舞鶴市字松陰小字島崎
構 造：鉄骨造平屋建
面 積：1, 848. 00 平方メートル

【第4埠頭】

名 称：第4埠頭府営上屋
所在地：舞鶴市字喜多第4埠頭府有地内
構 造：鋼管造アルミ製長尺かわら葺平屋建
面 積：3, 040. 00 平方メートル

2. 公聴会の日時

平成30年4月16日（月） 13時から 14時まで

3. 公聴会の場所

舞鶴税関支署会議室（京都府舞鶴市松陰）